

国民健康保険のお知らせ

このようなときは
届け出が必要です

- ◆ 国保に加入するとき
- ・ 職場の健康保険（社会保険）をやめたとき
- ・ 他の市町村から転入してきたとき
- ・ 子どもが生まれたとき
- ◆ 国保をやめるとき
- ・ 職場の健康保険（社会保険）に加入したとき
- ・ 他の市町村へ転出するとき
- ・ 死亡したとき

届け出の手続き

- 社会保険に加入したとき、社会保険をやめた場合の届け出には次の書類が必要です。
- ◆ 社会保険に加入したとき
- 社会保険の保険証をお持ちください（世帯全員分）。
- ◆ 社会保険をやめたとき
- 社会保険をやめた日付が確認できる書類（資格喪失証明書や離職票など）をお持ちください。
- 届け出が遅れると
- 国民健康保険の加入・離脱

などの届け出は、原則として、14日以内に行わなければなりません。

- 遅れた場合は次のような状況になることがあります。
- ① 加入届け出をしていない場合、保険証が無いため、その間の医療費は一旦全額負担しなければなりません。
- ② 加入は国民健康保険の加入資格を得た日までさかのぼって行い、保険税もその時点から課税されますので、届け出が遅れると一度の支払額が高額になります。
- ③ 国民健康保険をやめた後も、国民健康保険を使って医療を受けた場合は、町が負担する医療費の7割から8割分を返還しなければなりません。（不当利得の返還）

修学で転出する場合は
継続することができます

国民健康保険の加入者が転出した場合は、通常転出先の市町村で新たに国民健康保険に加入する必要がありますが、修学のために転出する場合は、

転出前の国民健康保険を継続することができます。

手続きには、学校などに在籍していることが確認できる書類が必要です。詳しくは転出手続きの際にお尋ねください。

はり・きゅうの助成

氷川町では40歳以上の国民健康保険の人、75歳以上の全ての人について、はり・きゅう治療の助成を行っています。

助成内容は年度毎に千円の助成券が10枚となっており、健康福祉課または宮原振興局総務振興課の窓口で交付しています。

※受け取りの際に保険証をお持ちください。

限度額適用認定証

入院などにより高額な医療費がかかる場合、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けることで窓口での負担を軽減することができます。

限度額適用認定証とは

通常は総医療費の1〜3割を負担して、自己負担限度額という1カ月当たりの医療費を負担する上限額を超えた分が払い戻されますが、限度額適用認定証を提示した場合は窓

口での請求が限度額までとなります。

ただし、限度額適用認定証が適用されるのは保険診療のみであり、入院時の食事代や部屋代などは別途負担が必要です。

※自己負担限度額は世帯の所得や課税状況などによりさまざまですので、詳しくは健康福祉課または宮原振興局総務振興課までお問い合わせください。

70歳になられる人の
負担割合が変わります

平成26年度に、70歳から74歳の人の一部負担金について、軽減特例措置の見直しが行われ、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人につきましては、誕生日の翌月1日から医療費の一部負担金が2割となります（一定の所得がある人はこれまでどおり3割です）。

70歳に到達された人には、誕生日の月に説明会を開催し、保険証をお渡しします。

【お問い合わせ先】

健康福祉課 国民健康保険係
☎52・5852（直通）

特別徴収の条件に該当しない場合の納付方法です。

平成26年7月より納付書または口座振替によって納付開始

◆特別徴収への変更

現在普通徴収の人で、平成25年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、左の表のとおり平成26年度途中から特別徴収となりますので、ご注意ください。

※年金受給額が年間18万円未満の人を除きます。

【お問い合わせ先】

健康福祉課 国民健康保険係
☎52・5852（直通）

◆口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により、口座振替による納付へ変更することができ、左記までお問い合わせください。



熊本県後期高齢者医療広域連合の 平成26・27年度の保険料率

◎均等割額：47,900 円 ◎所得割率：9.26%

保険料額 (年額)	=	均等割額 47,900	+	所得割額 (総所得割金額-33万円)×9.26%
--------------	---	----------------	---	-----------------------------

※上限額が年額55万円から57万円に変更となりました。

※今年度の保険料額は、7月に計算を行い、保険証と保険料額決定通知書を中旬から下旬にかけて送付します。ご確認ください。

総所得金額の基準	軽減割合
「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる	9割
「基礎控除額(33万円)を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額(33万円)」+「24万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割
被保険者数」を超えない世帯	2割

◆保険料の均等割額の軽減
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などに応じて、左の表のとおり均等割額が軽減されます。

※平成26年度は対象者が拡大されました（太枠内）

保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険（※）加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。

※協会けんぽ・健保組合・共済組合など。

【所得が低い人の軽減】

◆保険料の均等割額の軽減
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などに応じて、左の表のとおり均等割額が軽減されます。

※平成26年度は対象者が拡大されました（太枠内）

保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は、次の2通りです。

① 特別徴収（通常）
年金からの差し引きです（手続きの必要は無く、条件が合えば自動的に適用されます）。

平成26年4月より年金からの差し引きによって納付開始

② 普通徴収
納付書での窓口納付または口座引き落としでの納付です。

【平成26年度中に特別徴収へ変更となる例】

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成25年4月2日～平成25年10月1日	普通徴収はありません	平成26年4月から
平成25年10月2日～平成26年3月31日	平成26年7・8・9月	平成26年10月から

ジェネリック医薬品を ご活用ください

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

最初に作られた医薬品（先発医薬品）の特許権存続期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売されている低価格の薬であり、使用することで、医療費の節約につながります。また、薬事法によるさまざまな規制のもと、安全性や品質についてはしっかりとした検査が行われています。

※ジェネリック医薬品に切り替えるときは、かかりつけ医や薬剤師とよく相談し、特徴や価格、注意点などの説明をよく聞きましょう。



【追加健診の日程】

健診日	健診会場
8月22日(金)	氷川町公民館
8月23日(土)	健康センター
8月24日(日)	健康センター

【お問い合わせ先】

健康福祉課 保健予防係 ☎52・5852（直通）

平成26年度住民健診日程

健診日	健診会場	健診日	健診会場
5月26日(月)	野津交流館	6月2日(月)	若洲公民館
5月27日(火)	ウォーキングセンター	6月3日(火)	健康センター
5月28日(水)	ウォーキングセンター	6月4日(水)	健康センター
5月29日(木)	氷川町公民館	6月5日(木)	健康センター
5月30日(金)	氷川町公民館	6月6日(金)	健康センター
5月31日(土)	氷川町公民館	6月7日(土)	健康センター
6月1日(日)	氷川町公民館	6月8日(日)	健康センター